

公益認定等に関する審査基準等について（改正）

令和 2 年 5 月 15 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 4 条及び第 11 条の認定並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 125 条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月 11 日（平成 31 年 3 月最終改定）内閣府公益認定等委員会）を行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 号口の審査基準（次項において「審査基準」という。）とする。
- 2 整備法第 44 条の認定及び同法第 45 条の認可に当たっては、公益認定等ガイドラインのほか、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会）を審査基準とする。
- 3 次の法人については、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」（いずれも平成 20 年 4 月 11 日（令和 2 年 5 月 15 日改正）内閣府公益認定等委員会）を適用することができる。
 - ①認定法第 2 条第 3 号に定めのある公益法人
 - ②整備法第 123 条第 1 項に定めのある移行法人
 - ③整備法第 60 条に定めのある特例民法法人（整備法第 44 条、第 45 条の申請をする特例民法法人）
 - ④認定法第 7 条の申請をする一般社団・財団法人